

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第4回朝霞市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和8年1月29日（木）午後1時30分から午後2時15分まで	
開催場所	市役所別館2階 全員協議会室	
出席者の職・氏名	<p>○出席委員（16人） ※敬称略</p> <p>《会長》 渡辺 淳史 《会長代理》 岡崎 和広 《被保険者を代表する委員》 小林 正明、志鎌 留美子、 関根 悟、富田 榮一、橋本 真貴子 《保険医又は保険薬剤師を代表する委員》 青柳 徹二、 浅野 修、関 昌之、滝澤 義和 《公益を代表する委員》 飯倉 裕明、ごん 純一 《被用者保険等保険者を代表する委員》 工藤 敦智、 高橋 綾子、前田 衆</p> <p>○事務局（7人）</p> <p>《こども・健康部長》 堤田 俊雄 《保険年金課》 課長 伊部 聡、課長補佐 平間 雄介、 国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主査 神頭 勇、 同係主任 八代 寛基、保健事業係長 岡 裕子</p>	
欠席者の職・氏名	<p>○欠席委員（2人）</p> <p>《保険医又は保険薬剤師を代表する委員》 新保 敦子 《公益を代表する委員》 東山 とも子</p>	
議題	<p>(1) 会長代理の選任について (2) 令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について (3) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について (4) 子ども・子育て支援金について (5) 朝霞市国民健康保険税条例の改正(案)について (6) その他</p>	
会議資料	<p>・会議次第 ・資料1 令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案) ・資料2 朝霞市国民健康保険事業説明書(令和8年度) ・資料3 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案) ・資料4 子ども・子育て支援金について ・(参考)子ども家庭庁リーフレット ・資料5 朝霞市国民健康保険税条例の改正(案)について ・委員名簿</p>	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長及び委員2人による確認	
傍聴者の数	1人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

■1 開会

○事務局：平間

ただいまから、令和7年度第4回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、新保委員、東山委員におかれましては、所用のため欠席でございます。

次に、1名欠員となっております、被保険者を代表する委員に、昨年9月1日付けで富田榮一委員が、公益を代表する委員につきまして、昨年12月18日に、朝霞市議会からのご推薦により、岡崎和広議員と、ごん純一議員が新たに選任されましたのでご報告いたします。

それではここでお三方に一言ずついただきたく存じます。

名簿順に従いまして、初めに富田委員、お願いいたします。

《富田委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして、岡崎委員、お願いいたします。

《岡崎委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

続きまして、ごん委員、お願いいたします。

《ごん委員あいさつ》

○事務局：平間

ありがとうございました。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に資料等を6点、送付させていただきました。

資料1-1、1-2といたしまして、令和8年度（2026年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算（案）、A4の2枚刷りでございます。

次に資料2といたしまして、朝霞市国民健康保険事業説明書、令和8年度のものでございます。

次に資料3-1、資料3-2といたしまして、令和7年度（2025年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）、A4の2枚刷りでございます。

次に資料4といたしまして、子ども・子育て支援金について、A4の2枚刷りのものと、こども家庭庁発行のリーフレット「子ども・子育て支援金制度が開始します」、こちらA4の両面1枚でございます。

次に資料5-1といたしまして、朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について、A4の2枚刷りと、5-2といたしまして新旧対照表、A4の両面9枚刷りでございます。

また、本日、追加資料として、机の上に、会議次第、朝霞市国民健康保険運営協議会委員名簿、朝霞市国民健康保険の制度改正に伴う説明会資料、資料の差替として5-1議題（5）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について、を置かせていただきました。

それでは議事に移ります。

ここで、議事進行は渡辺会長にお願いしたく存じます。

◆審議会等の会議の公開に関する指針

○渡辺会長

それでは、令和7年度第4回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催します。

初めに、本日の会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。従いまして、会議は原則公開となります。会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断していきたいと思っております。

◆議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録の作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございますが、お任せいただいても良いでしょうか。

≪異議なし≫

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、飯倉委員と岡崎委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

■2 議題

(1) 会長代理の選任について

○渡辺会長

議題の(1) 会長代理の選任についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

伊部課長。

○事務局：伊部

先ほど事務局から説明いたしました、昨年12月18日付けで、遠藤委員と野本委員におきましては、解職となりました。このため、現在会長代理が不在となっておりますことから、会長代理の選任をお願いいたします。

会長代理の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条第2項により、公益を代表する委員から選出することとなっております。

なお、前回におきましては、全委員了承の上、会長の指名により選任しております。

○渡辺会長

会長代理の選任につきましては、ただいま事務局から説明がありましたとおり、前回と同様に取り扱うことで、皆さんよろしいでしょうか。

≪異議なし≫

異議がないようですので、私から指名させていただきたいと思っております。

それでは、以前にも会長代理を経験されている岡崎委員を会長代理に指名させていただきたいと思っておりますが、岡崎委員よろしいでしょうか。

○岡崎委員

はい。

○渡辺会長

委員の皆様もよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは、岡崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして岡崎委員の方から一言お願いできますでしょうか。

《岡崎会長代理あいさつ》

○渡辺会長

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

(2) 令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について

○渡辺会長

議題の(2) 令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、令和8年度朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について、資料1-1及び1-2に基づきご説明いたします。

こちらは、令和7年度と令和8年度における当初予算を歳入・歳出ごとに比較した表で、中央には行数を示しており、説明の際には、行数を申し上げます。

それでは、歳入の概要につきましてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。

初めに、24行目の右側、国民健康保険事業全体における令和8年度の当初予算額につきましては、107億8,091万6,000円を計上しております。令和7年度の当初予算額と比較いたしますと、9,691万8,000円、0.9%の増となっております。

主な科目につきましてご説明いたします。

まず、1行目から8行目の左側、国民健康保険税につきましては、全体といたしまして、28億4,068万2,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1億2,776万6,000円、4.7%の増となっております。

積算方法につきましては、令和7年11月末時点の調定額及び収納率の実績、被保険者数の減少幅、税率改正を踏まえまして、保険税の収入見込額を算出し、計上したものでございます。

また、4行目の子ども・子育て支援納付金分現年度課税分につきましては、税率案等の詳細を本日の議題(4)にてご説明申し上げます。

次に、13行目から15行目の左側、県支出金につきましては、合計といたしまして、69億5,337万8,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1%の減となっております。

なお、普通交付金につきましては、歳出予算の出産育児一時金諸費、葬祭費を除く、医療費として支出する保険給付費の全額を県に請求することにより、交付金として交付されるものでございます。

次に、右側1行目から10行目、繰入金につきましては、全体といたしまして、9億

1, 391万5, 000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、14.3%の増となっております。

主な理由といたしましては、第3期埼玉県国民健康保険運営方針により、8行目の右側、法定外繰入である「その他繰入金」の一般会計からの繰入れができなくなったことにより、3億3, 404万1, 000円を減額、また、5行目の右側、これまで出産育児一時金の歳出の3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れておりましたが、国通知により繰入れが廃止されたことによる減の一方、歳入の不足を補てんするものである、9行目の右側、基金繰入金が4億3, 308万2, 000円で、前年度と比較いたしますと、4億1, 808万2, 000円増額することによるものでございます。

なお、財政調整基金の残高の状況につきましては、議題3の令和7年度の補正予算(第3号)(案)におきまして、4億3, 315万7, 000円を積み立てる案としておりますことから、令和7年度末における残高の見込額といたしましては、4億3, 664万1, 000円となるものと予定しております。

先ほどご説明申し上げましたとおり、令和8年度当初予算において4億3, 308万2, 000円を取り崩す予定とし、歳出の当該基金の利子の見込額を1, 000円としておりますことから、本予算における基金の残高の見込額といたしましては、356万円となるものと予定しております。

続きまして、歳出の主な科目につきましてご説明いたします。資料1-2をご覧ください。

まず、6行目から17行目の左側、保険給付費につきましては、医療費としての療養給付費、療養費及び高額療養費等の支出見込額と、出産育児一時金、葬祭費などの支出に伴う支出見込額であり、全体といたしましては、68億5, 415万1, 000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、1%の減となっております。

積算方法といたしましては、医療費としての療養給付費などにつきましては、過去の実績と令和6年度及び令和7年度の10月末時点の実績を踏まえまして、支出見込額を算出し、また、出産育児一時金、葬祭費につきましては、過去の実績などを踏まえまして、支出見込額を算出し、計上したものでございます。

次に、1行目から5行目の右側、国民健康保険事業費納付金につきましては、全体といたしまして、36億4, 822万7, 000円を計上しており、前年度と比較いたしますと、4.6%の増となっております。

主な理由といたしましては、医療分が5, 918万7, 000円の増となったほか、新たに子ども・子育て支援納付金分を納付する必要があるため、8, 668万5, 000円を計上しております。

なお、この事業費納付金につきましては、県全体の保険給付費に公費や市町村の医療費水準などを反映し、市町村ごとに県から示された金額を納付するもので、その示されました事業費納付金額を計上したものでございます。

最後に、資料2をご覧ください。

こちらは、令和8年度の朝霞市国民健康保険の各種事業をまとめたものでございます。国民健康保険事業を実施するに当たり、事業の現状や主な取組みなどを記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が、令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)についての説明でございます。

○渡辺会長

ありがとうございました。

ただいま説明が終了しました。何かご質問等がございますでしょうか。質問がある方は挙手の上、指名されてから質問をお願いいたします。

はい、関根委員。

○関根委員

それでは、何点か質問させていただきます。

令和8年度当初予算についてですが、令和7年度と比較すると約9,700万円の増となっております。

この予算について、ただいまご説明がございましたが、約9,700万円の増になったその要因について、もう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。

次に2点目ですが、今回提出されております補正予算第3号(案)とも関係しますけれど、財政調整基金に令和7年度補正予算で積立てを行い、令和8年度当初予算に積み立てた財源を使用することですが、引き続き財政調整基金の残高が低くなると見込んでいますが、それに対してどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

次に3点目。法定外繰入については、令和8年度までに解消する必要がありますが、令和9年度以降は、埼玉県が示した事業費納付金とそれに対応した市町村標準保険税率とする予定であることから、不足が生じることはなく、解消される見込みとの答弁を昨年いただいておりますが、現状でも同じ認識なのか、お伺いいたします。

次に4点目ですが、広報あさか2月号に、国民健康保険の現状と改正後の保険税についての説明会を、2月4日水曜日に市民会館で、2月9日月曜日に産業文化センターで実施するとの記事が掲載されています。昨年は市民説明会を2回開催しましたが、参加人数が少なかったと聞いております。今回2月初旬に開催するに当たり、参加人数を増やすための工夫などを行っているのか、お伺いいたします。

以上です。

○渡辺会長

ありがとうございました。以上4点ありますけれども。

はい、平間課長補佐。

○事務局：平間

では、順次お答えさせていただきます。4点あるかと思えます。まず1点目からお答えいたします。

まず、令和8年度当初予算、資料1-2にありますように、差引額は9,691万8,000円と、全体として約9,700万円の増となっております。

予算科目ごとに増減がありますが、まず、減の主な要因といたしましては、歳出におきまして、医療費として支出する保険給付費は、実績により、令和7年度と比較いたしまして、7,005万7,000円減額することにより、歳入におきましても、保険給付費に伴う県から交付される普通交付金を6,880万7,000円減額しております。また、その他繰越金におきまして、資料1-1の方が、11番の右側、令和6年度決算と令和7年度決算見込みを踏まえ、前年度繰越金を7,000万円減額しております。

一方、増の主な要因といたしまして、歳入に当たりましては、これまでの会議においてご審議いただきました、令和8年度の税率改正と、この後の議題であります、子ども・子育て支援金に係る国民健康保険税を踏まえ、1億2,776万6,000円増額計上しております。また、歳出におきましては、国民健康保険事業費納付金が子ども・子育て支援納付金分が加わったことなどにより、1億5,995万9,000円増額計上しております。

これによりまして、全体として、9,691万8,000円の増となっております。

続きまして、2点目は財政調整基金の関係かと思えます。

財政調整基金につきましては、歳入不足の補てん等による繰入れが認められているのが、第3期埼玉県国民健康保険運営方針により、令和8年度までとなっております。

令和9年度以降の当該基金の活用方法につきましては、県と市町村で検討していると

ころでございいますが、国、県の交付金等への返還金などに活用することになるのではないかと考えております。

そのため、令和8年度当初に繰り入れた後の財政調整基金の取扱いにつきましては、基金のあり方を含め、適切な残高の額を検討することとなります。

次に、3点目が法定外繰入の関係かと思いますが、昨年度の会議、確か令和7年2月だったと思いますが、委員がおっしゃられた内容をご答弁させていただいたとおり、現状におきましても、令和9年度以降は市町村標準保険税率とすることにより、不足は解消されるものと考えております。

次に4点目、市民説明会の関係でございいますが、昨年度の税制改正に係る説明会の開催に当たりましては、委員ご指摘のとおり、人数が少なかった状況でございいます。

その点を踏まえ、今回におきましては、2回開催する説明会のうち、2月9日月曜日の1回につきましては、夜間での開催とし、多くの方がいらしていただける工夫を行っている状況でございいます。以上でございいます。

○渡辺会長

はい、関根委員。

○関根委員

ありがとうございます。ただいまの件については了解いたしました。あと2点お伺いいたします。

1点目。市役所の機構改革により、令和8年度から保険年金課の課名が変更するようですが、この変更に伴い、新たに加わる業務や移管される業務はあるのでしょうか。

2点目ですけど、保険税水準の準統一について、今まで何度も質問要望などをさせていただきましたが、現状ではどのようになっているのか、また、今後の取組みなどについてお伺いいたします。以上です。

○渡辺会長

はい、平間課長補佐。

○事務局：平間

はい。2点お答えさせていただきます。

まず、1点目の市役所の機構改革の関連でございいますが、機構改革によりまして、令和8年4月から国民健康保険に関する業務体制が変わります。

まず、保険年金課の名称が国保年金課に変更となりまして、国民健康保険係が国保給付係と国保賦課係に分かれます。さらに、保健事業係が健康づくり課に移動することとなっております。国保年金課といたしましては、新たな業務が加わるということはありませんが、保健事業に係る部分が移管することとなりますので、引き続き連携して事業を実施してまいりたいと考えております。

次に2点目でございいますが、保険税水準の準統一の関係でございいます。

こちら、保険税水準の準統一の初年度は令和9年度でございいますので、埼玉県第3期埼玉県国民健康保険運営方針に基づきまして、本市におきましては、昨年度、今年度において国民健康保険税率の改正を段階的に進めているところでございいます。

また、令和8年度までに解消する必要のある法定外繰入につきましても、当初予算において解消する見込みとなっております。

令和9年度以降でございいますが、市町村標準保険税率での税率改正とすることなど、次年度、この本審議会でお諮りいただき、準統一に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございいます。

○渡辺会長

ありがとうございます。

はい、関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

来月には市議会定例会が開催され、保険税水準の準統一など国保事業について活発な議論が交わされるかと思いますが、事業を進めるに当たっては、今後も被保険者の声に耳を傾け、寄り添いながら行っていただくことをお願いし、要望といたします。

以上です。ありがとうございました。

○渡辺会長

ほかに質問等ございますか。よろしいですか。

質問等がございませんのでお諮りいたします。令和8年度(2026年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算(案)について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

(3) 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

○渡辺会長

次に、議題(3)令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、令和7年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)につきまして、資料3-1及び3-2に基づきご説明いたします。

初めに、資料3-2をご覧ください。

右下19行目、20行目をご覧ください。今回の補正予算につきましては、補正額といたしまして4億3,315万4,000円を増額し、歳入・歳出の総額を、それぞれ11億2,025万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入の概要につきましてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。歳入の資料で、補正前の額と補正額を比較した表でございます。

初めに、7行目の左側、国民健康保険税につきましては、365万3,000円を減額し、補正後の額を27億926万3,000円とするものでございます。

補正の理由といたしましては、現年度課税分及び滞納繰越分におきまして、本年度の国民健康保険税調定額によりそれぞれ計上したところでございます。

次に、10行目から12行目の左側、国庫支出金につきましては、交付決定通知等に基づき、4万6,000円を増額し、補正後の額を314万9,000円とするものでございます。

次に、16行目から19行目の左側、財産収入につきましては、基金の利子といたしまして、7万2,000円を増額し、補正後の額を7万5,000円とするものでございます。

次に、1行目から10行目の右側、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金など、県からの交付決定通知等に基づく補正のほか、令和8年度当初予算における歳入不足の補てんのため、その他繰入金を3億7,804万6,000円増額し、全体といたしまして4億3,668万9,000円を増額し、補正後の額を12億5,136万1,000

円とするものでございます。

歳入の概要につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の概要につきましてご説明します。

資料3-2をご覧ください。

8行目の右側、基金積立金につきましては、令和8年度当初予算における歳入不足の補てんと利子の積立て分といたしまして、4億3,315万4,000円増額し、補正後の額を4億3,315万7,000円とするものでございます。

以上が、令和7年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)についての説明でございます。

○渡辺会長

ありがとうございます。

何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)については、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

≪異議なし≫

○渡辺会長

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

(4) 子ども・子育て支援金について

○渡辺会長

次に、議題(4)子ども・子育て支援金についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、子ども・子育て支援金につきましてご説明させていただきます。

資料の4及び、こども家庭庁のリーフレットをご覧ください。

説明に先立ち、ここで資料の修正をお願いいたします。資料4について、議題(3)と書いてありますが、正しくは(4)でございます。修正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、ご説明させていただきます。かねてからご説明申し上げておりましたとおり、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始し、医療保険分と合わせて、支援金分が徴収されることとなります。

これは、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みであり、リーフレットを見ていただければと思いますが、そちらの裏面にある6つの事業に充てられることとなっております。児童手当の拡充ですとか、妊婦のための支援給付等に使われることとなっております。

本市におきましても、先にご説明させていただいたとおり、令和8年度当初予算において、歳入では国民健康保険税としての子ども・子育て支援納付金分を計上し、歳出では県に納付する国民健康保険事業納付金の子ども・子育て支援納付金分を計上しております。

この子ども・子育て支援納付金につきましては、国民健康保険税における4つ目の新たな区分であり、本年1月の中旬に県から標準保険税率が示されたことから、資料4の2項目め、本市の税率等案にある3点につきまして、皆様に本日ご審議をお願いするものでございます。

まず、1点目の賦課方式でございますが、こちら市町村により、2方式、3方式、4方式のいずれかを選ぶことができるようになっております。

本市におきましては、国民健康保険税の医療保険分が4方式、後期高齢者支援金等分及び介護保険分が2方式であり、令和9年度には医療保険分も2方式となる予定であることから、子ども・子育て支援納付金分につきましても、所得割と均等割の2方式としたいと考えております。

続きまして、2点目の税率等でございますが、表の右側、埼玉県から本市の令和8年度標準保険税率が示されており、所得割額は0.3%、均等割額は1,838円でございます。この均等割額につきましては、18歳未満、高校3年生世代までは全額免除となり、その免除された総額を18歳以上の被保険者で割り戻して、18歳以上均等割額として、改めて賦課するもので、標準保険税率では141円でございます。

この標準保険税率を踏まえ、本市の令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の税率等といたしましては、所得割額は0.3%、均等割額は1,800円、18歳以上均等割額は100円としたいと考えております。

続きまして、3点目の賦課限度額でございますが、地方税法におきましては、政令の範囲内で限度額を定めることとされておりますが、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金に係る賦課限度額を定める政令がまだ公布されておられません。

しかしながら、国民健康保険法に基づく国民健康保険料につきましては、既に国民健康保険法施行令の改正が令和8年1月15日付けで公布されており、国民健康保険料においては、賦課限度額は3万円とされております。

これまで、国民健康保険法施行令における国民健康保険料と、地方税法施行令における国民健康保険税に係る賦課限度額につきましては、公布の日は異なるものの、同一の額とされておりますことから、国民健康保険法施行令に準じて3万円としたいと考えております。

以上の税率等案を踏まえまして、モデルケース試算にありますとおり、4つのモデルケースで支援金課税額を試算いたしました。

国の資料によりますと、市町村国保における支援金額は、被保険者1人当たり、令和8年度は月額250円、世帯当たりでは月額350円と試算されておりましたが、モデルケース1つ目、70歳から74歳の単身世帯、年金収入140万円におきましては、7割軽減となり、年額500円、月額では約42円でございます。

モデルケース2つ目、50歳代2人の世帯で、給与収入120万円におきましては、5割軽減となり、年額2人で2,500円、月額は1人当たり約104円でございます。

モデルケース3つ目、40歳代2人と小学生1人の3人世帯で給与収入240万円におきましては、2割軽減となり、小学生分は全額免除となりますので、2人で年額6,500円、月額は1人当たり約271円でございます。

モデルケース4つ目、40歳代2人と小学生1人の3人世帯で、給与収入400万円におきましては、軽減がかかりませんが、小学生分は全額免除となりますので、2人で年額1万700円、月額は1人当たり約446円でございます。

続きまして、2枚目には、子ども・子育て支援納付金分を加えた令和8年度の保険税率の改正案全体を参考として示しております。

説明は以上でございます。

○渡辺会長

ありがとうございました。

今事務局の方から3点案が示されましたけれども、何かご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

質問等ございませんのでお諮りいたします。子ども・子育て支援金について諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

(5) 朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について

○渡辺会長

次に、議題（5）朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）につきましてご説明させていただきます。

資料5-1、5-2をご覧ください。

5-1は改正内容の概要、5-2は新旧対照表でございます。

現在、令和8年第1回の本市議会定例会におきまして、国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議案として提出するための準備を進めているところでございます。

今回の改正につきましては、主な改正点が4点ございます。

1点目につきましては、保険税率等の改正でございます。

5-1の2、主な改正内容（1）にありますとおり、令和7年度第3回運営協議会の方にいただいた答申を踏まえ、国民健康保険税率等を段階的に改正するもので、子ども・子育て支援納付金等分を除く令和8年度の保険税率等、医療保険分は所得割額に変更はなく、資産割額を20%から10%に減、均等割額を2万2,000円から3万4,000円に増、平等割額を7,000円から4,000円に減といたします。

次に、後期高齢者支援金等分の所得割額を2.3%から2.6%に増、均等割額を1万2,000円から1万4,000円に増といたします。

また、介護保険分の所得割額を2.0%から2.2%に増、均等割額を1万2,000円から1万4,000円に増とするものでございます。

次に、2点目でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、令和7年4月1日から国民健康保険税における基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられておりますことから、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。
なお、介護納付金課税額の課税限度額につきましては、改正はございません。

改正の内容につきましては、（2）にありますとおり、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

3点目でございますが、子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、先ほどご説明しましたとおり税率等案を定めるものでございます。

2ページ目の（3）にありますとおり、所得割額を0.3%とし、均等割額を1,800円とし、18歳以上均等割額を100円とするほか、高校3年生世代、18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者について、均等割額を全額減額する規定を定めるものでございます。

続きまして、4点目といたしまして、（4）にありますとおり、この賦課限度額につきまして3万円とする規定を定めるものでございます。

以上のことから、国民健康保険税全体としての課税限度額につきましては、現行は106万円であるところ、次年度は112万円に引き上げることとなります。

この条例は、令和8年4月1日からの施行を予定しております。

なお、資料5-2の新旧対照表でございますけれども、こちら国民健康保険税条例の

参考例というものが国から示されて、そちらをベースに作成しているものですが、こちらの更新版が近日中に改めて国から自治体に共有されるとの情報がありますので、お配りした資料から、今後一部文言の修正等がある可能性がありますので、その際につきましては、その修正は事務局に一任いただければと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○渡辺会長

ありがとうございました。

議案（５）について何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ご質問等ございませんのでお諮りいたします。朝霞市国民健康保険税条例の改正（案）について、諮問案のとおり答申することによりよろしいでしょうか。

≪異議なし≫

○渡辺会長

ご異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（６）その他

○渡辺会長

それでは、議題（６）その他の項目になります。こちら諮問案件でございませんので、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

事務局から報告等ございますか。

はい、三浦係長。

○事務局：三浦

本日、追加で配布しました説明会資料についてでございます。先ほど関根委員にご質問いただいた際にお答えさせていただきましたが、２月４日は朝霞駅方面の市民会館で、２月９日は朝霞台駅方面の産業文化センターで、それぞれ開催いたします。昨年度に説明会を開催した際には、参加者が少なかったことから、今回は２月９日の産業文化センターでの説明会は夜間の開催を予定しております。お配りした資料を基に説明することを考えておりますので、参考に配布させていただいたものでございます。

○渡辺会長

はい、平間課長補佐。

○事務局：平間

続きまして、こちら先ほど関根委員から質問があった件でございしますが、機構改革の関係を再度お知らせいたします。

令和８年４月から、国民健康保険に関する業務体制が変わりまして、先ほど申し上げましたとおり、これまで保険年金課という名称が国保年金課に変わりまして、国民健康保険係が２つに分かれまして、国保給付係、国保賦課係に分かれます。

そして、保健事業係が保健センターに移りまして、健康づくり課に移動することとなっておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○渡辺会長

２点ほど報告がありましたけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

はい、平間課長補佐。

○事務局：平間

では、令和７年度の本協議会の開催につきましては、今回が最後となります。

委員の皆様におかれましては、ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。
また、令和8年度につきましては、現時点においては、7月末頃の開催を予定しておりますので、近くなりましたらまたご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、事務局からの連絡を終了いたします。

■ 3 閉会

○渡辺会長

ほかに、委員の皆さん何かございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第4回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(了)